

令和5年度

越谷市労働報酬等審議会第1回会議

日 時 令和5年10月6日（金）14:00～

場 所 越谷市役所本庁舎4階 庁議室

次 第

○審議会第1回会議

1 開会

2 諮問

3 議事

(1) 会議の公開及び会議録について

(2) 審議会の審議事項について

①公契約条例の概要について

②越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について

(3) 報告事項

①令和4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

②アンケート結果について

③令和5年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

(4) 協議事項

①業務委託等に係る労働報酬下限額について

4 その他

5 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和5年10月1日現在

	氏名	委員区分	所属	その他
委員	なかざわ 中澤 のぶひろ 伸浩	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	なかざわ法律事務所
	やまもと 山本 よしこ 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事務所 所長
	たかはし 高橋 かずひこ 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	はまぐち 濱口 たつさぶろう 達三郎	事業者	一般社団法人埼玉県経営者協会	東彩ガス株式会社 執行役員総務部長
	たにの 谷野 しげひさ 成寿	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長	
	やました 山下 ひろゆき 弘之	労働者	越谷地区労働組合協議会 副議長	

委嘱期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

令和5年度 越谷市労働報酬等審議会 第1回会議 資料

【会議の公開及び会議録について】

会議の公開及び会議録について

1 会議の公開について

越谷市公契約条例施行規則第12条第5項の規定により、審議会等の会議は、**公開**とされています。ただし、次に該当する場合は、本審議会の議決により非公開とすることができます。

- ・越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合
 - ①個人情報
 - ②法人等の事業に関する情報
 - ③本市と国等との協力関係又は信頼関係に関する情報
 - ④公共の安全と秩序の維持に関する情報
 - ⑤本市内部又は国等との審議、検討又は協議に関する情報のうち、公開により、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる等の弊害が生じると認められるもの
 - ⑥公開により公正な行政運営が阻害される情報
- ・会議が公開される場合、審議内容によっては、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが相当現実的に予想される場合

取扱い：当審議会の会議は「公開」とする。

(但し、審議事項の内容により会議を非公開とする必要が生じた場合には、その都度、会議開催前にあらかじめ会長が委員に諮って決定する。)

2 会議録の作成及び公表について

事務局は、会議終了後、速やかに会議録を作成します。

- (1) 会議録の記載事項(案)
 - ① 会議の名称
 - ② 開催日時
 - ③ 開催場所
 - ④ 出席者氏名等
 - ⑤ 審議等の内容(委員名無記名/要旨を作成)
- (2) 会議を非公表とした場合の会議録の公表について
公表する内容について委員の確認を得ます。

取扱い：当審議会の会議録は「委員名無記名/要旨を作成」とする。

3 参考（関係例規等）

（1）越谷市公契約条例施行規則（抄）

（審議会の会議）

第12条

- 5 会議は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、非公開とすることができる。

（2）越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱（抄）

（会議の公開）

第8条 審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

（1）会議において、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に関し審議する場合

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

3 審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

4 審議会等を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書（第1号様式）を作成し、速やかに総務部総務課長及び行財政部行政管理課長に提出するものとする。

（公開の方法）

第9条 審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

（会議開催の公表）

第10条 審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前7日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ（第2号様式）を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

3 審議会等は、第1項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等によ

り、会議開催について公表するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第11条 審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

(3) 越谷市情報公開条例(抄)

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

(2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

平成29年4月1日施行

公契約全体を対象とした規定

1. 目的（第1条）

公平かつ公正な公契約及び従事労働者等の適正な労働条件の確保に努めることを明確にし、公契約の適正な履行と質の向上を図り、地域経済の健全な発展と市民福祉の増進に寄与することを目的

2. 基本方針（第3条）

- ①公契約における法令遵守、透明性確保、公正な競争の促進
- ②公契約の品質、価格、履行の適正を確保
- ③適正な労働条件の確保、本市における雇用の促進
- ④市内中小企業の受注機会の増大、地域貢献に取組む事業者の評価、公契約の担い手の確保への寄与
- ⑤談合、不正行為の排除

3. 市の責務（第4条）

- ①基本方針にのっとり公契約に係る施策の実施
- ②適正な積算根拠に基づく予定価格の算出

4. 受注者の責務（第5条）

- ①関係法令等の遵守、公契約の誠実かつ適正な履行
- ②適正な労働条件や労働環境の確保、社会的価値向上への配慮
- ③市内事業者の活用や市民の雇用機会の確保
- ④労働者の継続雇用
- ⑤市の施策への協力

労働報酬下限額適用案件を対象とした規定

5. 労働報酬下限額（第6条）

- ①適正な労働環境に係る実効性を確保するため、公契約の種類ごとに、労働者に支払われる1時間当たりの賃金の下限の額を設定
- ②設定にあたっては、「越谷市労働報酬等審議会」の意見を聴取

6. 労働報酬下限額適用案件（施行規則で規定）

- ①予定価格が5,000万円以上の工事請負契約
 - ②予定価格が1,000万円以上の業務委託のうち以下の契約
・建物清掃・施設運転管理・食堂業務・相談支援・放置自転車保管場所管理・医療事務
・設備保守管理・公園・街路樹等の維持管理・市立病院院内保育室運営・市立病院病棟保育業務
・市立病院警備業務・市立病院電話交換業務
 - ③委託料の上限が1,000万円以上の指定管理協定
- ※あたら高原少年自然の家に係る契約及びシルバー人材センター受注契約は対象契約から除外します

7. 契約において定める事項（第7条）

- 労働報酬下限額適用案件を対象に、以下の内容を規定
- ①労働報酬下限額以上の賃金を支払わなければならないこと。
 - ②義務とされた事項の履行状況等を市長に報告すること。
 - ③労働報酬下限額などを、労働者に適切に周知すること。
 - ④賃金が下限額を下回る労働者は市長等に申し出ができること。
 - ⑤社会保険に加入していないなければならないこと。
 - ⑥適正な下請負契約の締結に努めなければならないこと。等

8. 立ち入り調査・是正要求・公表（第8条～第10条）

- ①労働者から賃金に関する申し出等があった場合、市は、必要に応じて報告の要求や書類の閲覧、立ち入り調査等を実施
- ②調査の結果、条例違反が判明した場合は、是正措置を要求
- ③是正措置を講じなかった場合等は、その違反事実を公表

9. 越谷市労働報酬等審議会（第11条）

- 労働報酬下限額の調査・審議のため、審議会を設置
- ①審議会は、委員6人以内で構成
 - ②委員は、学識経験者・事業者・労働者 から市長が委嘱

10. 条例の特徴

- ①防災活動等の地域社会に貢献する事業者の適正評価を明示
- ②下請の市内事業者の活用と市民の雇用機会確保を規定
- ③下請負業者の社会保険加入の指導と法定福利費を反映した下請金額の確保を規定
- ④労働報酬下限額設定時の審議会の意見聴取を規定
- ⑤全ての公契約を対象に労働者の継続雇用の努力義務を明記
- ⑥賃金額報告時に労働関係法令の遵守状況を併せて確認
- ⑦条例違反に対しては、契約解除はせず事実の公表と指名停止

資料 3

令和5年度 越谷市労働報酬等審議会 第1回会議 資料

【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について】

1 審議会の目的

越谷市公契約条例（平成29年4月1日施行）に基づく労働報酬下限額を決定するにあたり、その過程の透明性や、水準の妥当性、公平性等を確保するため、市長からの諮問に応じて調査・審議を行うものです。

○労働報酬下限額とは

公契約に係る適正な労働環境を確保する観点から、市が独自に定め、受注者に対して義務付ける賃金の下限額（建設工事の各職種及び業務委託ごとに設定）

2 審議会開催状況

平成28年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成29年1月12日(木)	10:00～12:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成29年1月25日(水)	14:30～16:30	本庁舎5階第4委員会室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	平成29年2月13日(月)	13:30～15:30	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成29年2月17日(金)	13:45～14:10	本庁舎2階庁議室	答申

平成29年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年1月10日(水)	15:00～17:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
第2回会議	平成30年2月14日(水)	10:00～11:05	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成30年3月13日(火)	11:00～11:25	本庁舎2階庁議室	答申

平成30年度	日時		場所	議題等
第1回会議	平成30年11月22日(木)	14:00～16:10	本庁舎5階第4委員会室	諮問、業務委託等、建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	平成31年1月7日(月)	13:00～13:25	本庁舎2階庁議室	答申

令和元年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和元年10月2日(水)	14:00～15:00	本庁舎2階庁議室	委嘱式、諮問、事前説明労働報酬下限額について
第2回会議	令和元年10月15日(火)	9:30～11:30	中央市民会館5階特別会議室	業務委託等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和2年3月12日(木)	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年3月24日(火)	13:00～13:30	本庁舎2階庁議室	答申

令和2年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和2年10月21日(水)	10:00～11:30	本庁舎2階庁議室	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和2年10月21日(水)	11:30～11:40	本庁舎2階庁議室	答申
第2回会議	令和3年3月16日(火)	書面開催	書面開催	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年3月24日(水)	書面開催	書面開催	答申

令和3年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和3年10月4日(月)	9:30～11:30	本庁舎8階第2委員会室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和3年10月4日(月)	11:30～11:40	本庁舎8階第2委員会室	答申
第2回会議	令和3年11月25日(木)	14:00～15:30	中央市民会館5階特別会議室	見習い・手元等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和4年3月15日(火)	13:30～14:50	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年3月23日(水)	15:00～15:30	本庁舎4階庁議室	答申

令和4年度	日時		場所	議題等
第1回会議	令和4年10月7日(金)	10:00～11:20	本庁舎4階庁議室	委嘱式、諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について
答申式	令和4年10月7日(金)	11:20～11:30	本庁舎4階庁議室	答申
第2回会議	令和5年1月30日(月)	14:00～15:30	中央市民会館5階第8会議室	手元・見習い等に係る労働報酬下限額について
第3回会議	令和5年3月14日(火)	14:00～15:00	中央市民会館5階特別会議室	建設工事に係る労働報酬下限額について
答申式	令和5年3月24日(金)	13:30～14:00	本庁舎4階庁議室	答申

3 労働報酬下限額の設定

○工事の請負の契約に係る労働報酬下限額

平成29年度	平成29年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
平成30年度	平成30年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和元年度	令和元年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和2年度	令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和3年度	令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和4年度	令和4年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準
令和5年度	令和5年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準

○業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

平成29年度	930円（1時間当たり）
平成30年度	960円（1時間当たり）
令和元年度	960円（1時間当たり）
令和2年度	985円（1時間当たり）
令和3年度	987円（1時間当たり）
令和4年度	1,009円（1時間当たり）
令和5年度	1,035円（1時間当たり）

4 下限額対象案件

	工事請負	業務委託	指定管理協定	計
平成29年度	11件	4件	0件	15件
平成30年度	19件	36件	0件	55件
令和元年度	16件	24件	2件	42件
令和2年度	25件	29件	2件	56件
令和3年度	13件	35件	19件	67件
令和4年度	17件	32件	1件	50件

5 令和5年度審議会予定

令和5年度	日時	議題等
第1回会議	10月6日（金）	諮問、業務委託等に係る労働報酬下限額について審議
答申	10月6日（金）	業務委託等に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	10月中旬	業務委託等に係る労働報酬下限額の決定
第2回会議	3月上旬	建設工事に係る労働報酬下限額について審議
答申	3月中旬	建設工事に係る労働報酬下限額の答申
下限額決定	3月下旬	建設工事に係る労働報酬下限額の決定

令和4年10月7日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 江原 智



令和5年度労働報酬下限額について（答申）

令和4年10月7日付け越契第257号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

業務の委託に関する契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について
1,035円（1時間当たり）が望ましい。

令和5年3月24日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 江原 智



令和5年度労働報酬下限額について（答申）

令和4年10月7日付け越契第257号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和5年度公共工事設計労務単価等の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

なお、見習いとして従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,467円（1時間当たり）が望ましい。

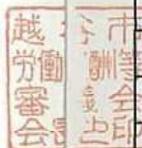
2 付帯意見

- (1) 見習いとして従事する労働者等については、通常の労働報酬下限額よりも低額に設定することに見合った対象範囲をより明確にする必要があるため、その定義について、次期以降の審議会において、アンケート結果等を踏まえて検討されたい。
- (2) 年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等については、調整基準が変更されたことも踏まえ、特例下限額の設定の必要性について、次期以降の審議会において、アンケート結果等を踏まえて検討されたい。

別紙

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,835	27	普通船員	2,981
2	普通作業員	2,576	28	潜水士	4,939
3	軽作業員	1,834	29	潜水連絡員	3,701
4	造園工	2,565	30	潜水送気員	3,623
5	法面工	3,240	31	山林砂防工	3,263
6	とび工	3,285	32	軌道工	6,030
7	石工	3,285	33	型わく工	3,083
8	ブロック工	3,105	34	大工	3,105
9	電工	2,948	35	左官	3,218
10	鉄筋工	3,206	36	配管工	2,768
11	鉄骨工	2,903	37	はつり工	3,071
12	塗装工	3,330	38	防水工	3,555
13	溶接工	3,420	39	板金工	3,443
14	運転手（特殊）	3,173	40	タイル工	2,932
15	運転手（一般）	2,689	41	サッシ工	3,229
16	潜かん工	3,611	42	屋根ふき工	2,960
17	潜かん世話役	4,489	43	内装工	3,386
18	さく岩工	3,825	44	ガラス工	3,229
19	トンネル特殊工	3,600	45	建具工	2,932
20	トンネル作業員	3,026	46	ダクト工	2,914
21	トンネル世話役	4,140	47	保温工	2,824
22	橋りょう特殊工	3,645	48	建築ブロック工	2,932
23	橋りょう塗装工	3,521	49	設備機械工	2,858
24	橋りょう世話役	4,095	50	交通誘導警備員A	1,890
25	土木一般世話役	3,094	51	交通誘導警備員B	1,676
26	高級船員	3,758			



令和 5 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

【報告事項】

- ① 令和 4 年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
- ② 令和 4 年度アンケート結果について
- ③ 令和 5 年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

①令和4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和4年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負 17件
 業務委託 32件
 指定管理協定 1件 計50件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事(機械設備)	129,800,000	株式会社ナカノヤ
2	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事(電気設備)	93,500,000	太洋電設工業株式会社
3	旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事	478,500,000	高元建設株式会社
4	七左エ門川改修工事(除塵機)	54,340,000	大同機工株式会社
5	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事(建築)	971,300,000	和光・水谷経常建設共同企業体
6	児童館ヒマワリ冷暖房設備改修工事	80,300,000	株式会社ナカノヤ
7	北越谷学童保育室建設工事	83,600,000	有限会社大熊建設
8	千疋幹線排水路整備工事4-1	126,500,000	池中建設株式会社
9	大相模分団第2部器具置場及び耐震性貯水槽新設工事	96,030,000	株式会社豊田工務店
10	新川都市下水路築造工事(3-2)	140,580,000	山崎建設株式会社
11	公園整備工事((仮称)西大袋第1号公園)	143,000,000	株式会社鈴木組
12	橋梁耐震整備工事(廣橋)	103,400,000	山崎建設株式会社
13	越谷市立城ノ上小学校LED照明整備工事	49,874,000	太洋電設工業株式会社
14	平新川調整池整備工事(4-1)	66,000,000	池中建設株式会社
15	(仮称) 桜井分署建設用地造成工事	75,130,000	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
16	橋梁補修工事(メ切橋)	57,530,000	株式会社鈴木組
17	越谷市役所外構整備工事	679,250,000	高元・猪又経常建設共同企業体

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託(市道2340号線外53か所)	29,700,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託(市道1130号線外31か所)	21,670,000	株式会社中新造園
3	街路樹等管理委託(市道2300号線外44か所)	16,500,000	有限会社宝亀園
4	街路樹等管理委託(市道2110号線外32か所)	14,410,000	株式会社深野造園
5	街路樹等管理委託(市道1050号線外27か所)	9,526,000	株式会社東武園芸
6	公園等管理委託(緑の森公園外36か所)	44,990,000	株式会社サンエー緑化
7	公園等管理委託(越谷総合公園外28か所)	40,865,000	株式会社中新造園
8	公園等管理委託(鷺高第五公園外21か所)	32,626,000	株式会社深野造園
9	公園等管理委託(元荒川緑道外3か所)	27,181,000	株式会社東武園芸
10	公園管理委託(大吉公園外12か所)	25,477,100	株式会社東武緑化サービス

11	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	24,200,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託（平方公園外13か所）	23,870,000	株式会社東武園芸
13	公園管理委託（(仮称)大相模調節池親水公園）	23,826,000	株式会社深野造園
14	公園等管理委託（出羽公園外18か所）	22,440,000	株式会社中新造園
15	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	17,105,000	株式会社大樹
16	除草業務委託（その1）	11,000,000	株式会社深野造園
17	除草業務委託（その2）	12,100,000	株式会社東武園芸
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	12,100,000	有限会社片桐造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	10,450,000	株式会社深野造園
20	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	19,140,000	有限会社片桐造園
21	街路樹剪定委託（市道1020号線外5路線）	12,100,000	株式会社東武園芸
22	街路樹剪定委託（市道2110号線外2路線）	10,890,000	株式会社深野造園
23	街路樹剪定委託（市道2190号線外4路線）	9,900,000	有限会社片桐造園
24	桜井地区センター・地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	10,509,048	株式会社むさしビルクリーナー
25	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	34,231,384	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 埼玉事業本部
26	越谷市生活困窮者自立支援事業業務委託（長期継続契約）	92,502,740	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 埼玉事業本部
27	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区） （長期継続契約）	13,427,400	特定非営利活動法人 合
28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区） （長期継続契約）	13,500,000	特定非営利活動法人 結
29	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区） （長期継続契約）	13,500,000	社会福祉法人平徳会
30	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区） （長期継続契約）	13,500,000	医療法人秀峰会
31	越谷市立病院医事業務等業務委託（長期継続契約・ 単価契約）	669,655,800	株式会社セラム
32	物品供給管理システム業務委託(市立病院)	288,750,000	アルフレッサメディカルサービス株式会社

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	男女共同参画支援センター	147,800,000	街活性室株式会社

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 17件
 業務委託 31件
 指定管理協定 1件 計49件

【従事労働者数】

○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・ アルバイト	その他 (下請等)	合計
工事請負	358人	6人	926人	1,290人
業務委託	209人	74人	73人	356人
指定管理	2人	7人	1人	9人
合計	569人	87人	999人	1,655人

【最低支払賃金額の報告状況】

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬 下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,723	2,800	3,600
普通作業員	2,408	2,490	2,875
軽作業員	1,688	—	—
造園工	2,363	2,380	2,750
法面工	3,004	—	—
とび工	3,072	3,125	3,500
石工	3,027	—	—
ブロック工	2,847	—	—
電工	2,734	2,750	4,000
鉄筋工	3,105	3,120	3,120
鉄骨工	2,824	—	—
塗装工	3,229	3,250	3,350
溶接工	3,297	3,425	3,425
運転手(特殊)	2,903	3,176	3,800
運転手(一般)	2,532	2,550	2,800
潜かん工	3,499	—	—
潜かん世話役	4,152	—	—
さく岩工	3,522	—	—
トンネル特殊工	3,488	—	—
トンネル作業員	2,847	—	—
トンネル世話役	3,837	—	—
橋りょう特殊工	3,510	—	—
橋りょう塗装工	3,510	—	—
橋りょう世話役	3,972	—	—
土木一般世話役	2,835	3,095	3,800
高級船員	3,432	—	—

普通船員	2,723	—	—
潜水士	4,624	—	—
潜水連絡員	3,409	—	—
潜水送気員	3,342	—	—
山林砂防工	3,027	—	—
軌道工	5,603	—	—
型わく工	2,982	3,000	3,085
大工	2,880	2,900	2,937
左官	3,072	3,220	3,750
配管工	2,599	2,620	3,300
はつり工	2,880	3,562	3,562
防水工	3,297	—	—
板金工	3,263	3,312	3,312
タイル工	2,672	3,500	3,500
サッシ工	2,982	—	—
屋根ふき工	2,772	2,780	2,780
内装工	3,184	3,190	3,250
ガラス工	2,970	—	—
建具工	2,798	2,875	2,875
ダクト工	2,678	—	—
保温工	2,599	—	—
建築ブロック工	2,764	—	—
設備機械工	2,622	3,125	3,300
交通誘導警備員A	1,733	2,500	2,500
交通誘導警備員B	1,542	1,650	2,000
見習い	1,350	—	—
年金受給	1,350	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,009円	1,009円	1,904円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,009円	1,010円	1,010円

②アンケート結果について

【労働者向けアンケート（業務委託）】

条例の周知状況等を確認することを目的に、条例に規定する労働報酬下限額の適用案件の労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

（令和4年度）

- 調査対象： 1 本庁舎清掃業務委託（長期継続契約）
2 施設管理協定（中央市民会館）

調査期間： 令和4年11月25日～12月20日

回答者数： 87名

調査内容： 次のとおり

○労働者向けアンケート（業務委託）

問 1 あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象業務であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

1 知っている。	64 者
2 知らない。	23 者

問 2 （問 1 で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）
公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合、内容をご記入ください。

1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。	15 者
2 現場で配布されたチラシで知った。	10 者
3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。	3 者
4 勤務先からの説明等で知った。	35 者
5 その他（内容をご記入ください）	5 者

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS ・ ネットニュース ・ その職場で説明を受けた。 ・ 市のホームページなど
----	--

問 3 対象業務の労働報酬下限額は、1,009円（1時間当たり）となりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

1 もらっている。	75 者
2 もらっていない。	6 者
3 わからない。	6 者

問 4 （問 4 で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください）
労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由をご記入ください。
（例：試の使用期間中である、軽易な業務に従事している、断続的労働に従事している等）

理由記入欄	
-------	--

問 5 公契約条例の対象となった業務の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。

1 知っている。	47 者
2 知らない。	34 者

未回答：6 者

問 6 その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。

意見欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知徹底をお願いします。 ・ 現在の労働報酬下限額について越谷市は妥当な金額と考えているか。下限額を下回っていないければ善とするならば、市民に優しくない街ということになる。 ・ 何を言っても給料は上がらない。
-----	--

③令和5年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

令和5年度

【労働報酬下限額適用案件数】 ※令和5年9月1日現在

工事請負 9件
 業務委託 22件
 指定管理協定 0件 計31件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	(仮称)緑の森公園保育所建設工事(機械設備)	129,800,000	株式会社ナカノヤ
2	(仮称)緑の森公園保育所建設工事(電気設備)	93,500,000	太洋電設工業株式会社
3	旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事	478,500,000	高元建設株式会社
4	七左エ門川改修工事(除塵機)	54,340,000	大同機工株式会社
5	(仮称)緑の森公園保育所建設工事(建築)	971,300,000	和光・水谷経常建設共同企業体
6	児童館ヒマワリ冷暖房設備改修工事	80,300,000	株式会社ナカノヤ
7	北越谷学童保育室建設工事	83,600,000	有限会社大熊建設
8	千足幹線排水路整備工事4-1	126,500,000	池中建設株式会社
9	大相模分団第2部器具置場及び耐震性貯水槽新設工事	96,030,000	株式会社豊田工務店

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額	業者名
1	街路樹等管理委託(市道2340号線外53か所)	29,700,000	有限会社片桐造園
2	街路樹等管理委託(市道1130号線外31か所)	21,670,000	株式会社中新造園
3	街路樹等管理委託(市道2300号線外44か所)	16,500,000	有限会社宝亀園
4	街路樹等管理委託(市道2110号線外32か所)	14,410,000	株式会社深野造園
5	街路樹等管理委託(市道1050号線外27か所)	9,526,000	株式会社東武園芸
6	公園等管理委託(緑の森公園外36か所)	44,990,000	株式会社サンエー緑化
7	公園等管理委託(越谷総合公園外28か所)	40,865,000	株式会社中新造園
8	公園等管理委託(鷺高第五公園外21か所)	32,626,000	株式会社深野造園
9	公園等管理委託(元荒川緑道外3か所)	27,181,000	株式会社東武園芸
10	公園管理委託(大吉公園外12か所)	25,477,100	株式会社東武緑化サービス
11	公園等管理委託(千間台第四公園外18か所)	24,200,000	有限会社クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託(平方公園外13か所)	23,870,000	株式会社東武園芸
13	公園管理委託((仮称)大相模調節池親水公園)	23,826,000	株式会社深野造園
14	公園等管理委託(出羽公園外18か所)	22,440,000	株式会社中新造園
15	公園等管理委託(蒲生公園外14か所)	17,105,000	株式会社大樹
16	除草業務委託(その1)	11,000,000	株式会社深野造園
17	除草業務委託(その2)	12,100,000	株式会社東武園芸
18	草刈清掃委託(西大袋その1)	12,100,000	有限会社片桐造園
19	草刈清掃委託(西大袋その2)	10,450,000	株式会社深野造園

20	桜井地区センター・地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	10,509,048	株式会社むさしビルクリナー
21	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	34,231,384	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 埼玉事業本部
22	越谷市生活困窮者自立支援事業業務委託（長期継続契約）	92,502,740	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 埼玉事業本部

○指定管理協定 なし

令和 5 年度越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議資料

【協議事項】

- ①業務委託等に係る労働報酬下限額について

業務委託等に係る労働報酬下限額について

1 労働報酬下限額とは

公契約条例は、公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保することを目的の一つとしていますが、この実効性を確保するため、発注者が、公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として設定し、この下限額以上の賃金を受注者に義務付けるものです。

2 対象案件（施行規則第5条）

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託のうち以下の契約

- ・建物清掃
- ・施設運転管理
- ・相談支援
- ・放置自転車保管場所管理
- ・食堂業務
- ・設備保守管理
- ・公園・街路樹等の維持管理
- ・市立病院院内保育室運営
- ・医療事務
- ・市立病院病棟保育業務
- ・市立病院警備業務
- ・市立病院電話交換業務

(3) 委託料の上限が1,000万円以上の指定管理協定

3 対象労働者

対象案件に従事する労働者であれば、下請負や再委託労働者、一人親方に対しても労働報酬下限額が適用されますが、以下の労働者は適用外となります。

(1) 最低賃金の減額の特例が認められる労働者（施行規則第3条第1号）

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
- ④ イ 軽易な業務に従事する者
ロ 断続的労働に従事する者

(2) 建設工事の現場代理人、監理技術者等（施行規則第3条第2号）

(3) 対象案件への従事時間が1月あたり30分未満の者（施行規則第3条第3号）

(4) 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者、家事使用人（条例第2条第4号）

4 対象案件受注者に求められる主な内容

対象案件に従事する全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の賃金の支払いが義務付けられるほか、施行規則に基づく様式により、支払い賃金額や関係法令の遵守状況等について、市への報告が求められます。

5 令和5年度の業務委託及び指定管理協定に適用される下限額について

(1) 労働報酬下限額の設定状況

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
960円	985円	987円	1,009円	1,035円

(2) 各賃金額の状況

条例第6条第2項各号の規定により、業務委託の下限額の設定にあたり、本市では「最低賃金額」、「生活保護基準」及び「その他公的機関が定める労務単価の基準等」を勘案することとしていますが、他の自治体においては、それ以外に「市職員給与」や「市会計年度任用職員賃金」、「市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金」等を勘案しております。

① 最低賃金額・・・1,028円(埼玉県)

○1都6県における最低賃金額の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比	最低賃金	前年比
埼玉県	928円	2円	956円	28円	987円	31円	1,028円	41円
茨城県	851円	2円	879円	28円	911円	32円	953円	42円
栃木県	854円	1円	882円	28円	913円	31円	954円	41円
群馬県	837円	2円	865円	28円	895円	30円	935円	40円
千葉県	925円	2円	953円	28円	984円	31円	1,026円	42円
東京都	1,013円	0円	1,041円	28円	1,072円	31円	1,113円	41円
神奈川県	1,012円	1円	1,040円	28円	1,071円	31円	1,112円	41円

○1都6県における最低賃金の上昇率

	R元→R2	R2→R3	R3→R4	R4→R5
埼玉県	0.22%	3.02%	3.24%	4.15%
茨城県	0.24%	3.29%	3.64%	4.61%
栃木県	0.12%	3.28%	3.51%	4.49%
群馬県	0.24%	3.35%	3.47%	4.47%
千葉県	0.22%	3.03%	3.25%	4.27%
東京都	0.00%	2.76%	2.98%	3.82%
神奈川県	0.10%	2.77%	2.98%	3.83%

② **生活保護基準**（条例第6条第2項第3号）・・・**760円**

○令和4年度における越谷市での生活保護基準額（2級地1）

- ・第1類（食費、被服費等） 44,070円
- ・第2類（光熱費等） 27,690円
- ・冬季加算額 2,630円
- ・期末一時扶助 12,880円
- ・住宅扶助 43,000円
- ・合計 **130,270円**

$130,270円 \div 171.4（1月（30日）の法定労働時間） = 760.03 \div 760円$

※1 生活保護基準額のうち最も高額な12～17歳単身世帯の基準（1類費＋2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費＋住宅扶助※2）により積算しています。

※2 住宅扶助の数値は埼玉県住宅扶助限度額を使用し積算しています。

③ **市職員給与（高卒行政職初任給）**

◇地域手当を含めない場合・・・**1,050円**

◇地域手当を含める場合・・・**1,113円**

○積算方法

①高卒行政職初任給 164,100円

（越谷市職員の給与に関する条例 別表第1 1級13号）

②地域手当（6%） 9,846円

◇地域手当を含めない場合

$164,100円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \div 1,050円$

◇地域手当を含める場合

$173,946円 \times 12月 \div 1875.5時間（年間所定労働時間） \div 1,113円$

④ **市会計年度任用職員賃金（事務）** ※R1は臨時職員

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
賃金額	960円	1,009円	1,009円	1,009円	1,035円

⑤ **市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金（本市賃金調査の結果）**

○令和4年10月1日付の最低賃金額の引き上げを踏まえ、最低賃金額以上の賃金が支払われていることを確認するため、現に履行中の清掃業務委託を対象に、受注者に対するアンケート調査を実施しました。

◇調査期間 令和4年11月16日～11月30日

◇対象案件 現に履行中の建物清掃業務委託（計24件、6社）※1,000万円未満の案件含む

◇調査結果

- ・賃金額平均値 : 1,043円（最低賃金（987円）に占める割合：105.67%）
- ・回答における賃金最低額 : 987円（最低賃金（987円）に占める割合：100.00%）

(3) 他自治体の業務委託に係る労働報酬下限額 (令和5年9月1日現在)

自治体名	下限額 前年対比	令和6年度			下限額 前年対比	令和5年度			下限額 前年対比	令和4年度			
		下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比		下限額	最低賃金	最低賃金比	
19 越谷市			1,028		102.58%	1,035	987	104.86%	102.23%	1,009	956	105.54%	
1 千葉県野田市			1,026		103.26%	1,044	984	106.10%	103.06%	1,011	953	106.09%	
2 神奈川県川崎市			1,112		102.95%	1,118	1,071	104.39%	102.84%	1,086	1,040	104.42%	
3 東京都多摩市			1,113		103.16%	1,109	1,072	103.45%	102.77%	1,075	1,041	103.27%	
4 神奈川県相模原市			1,112		102.94%	1,120	1,071	104.58%	102.74%	1,088	1,040	104.62%	
5 東京都国分寺市			1,113		103.10%	1,097	1,072	102.33%	102.70%	1,064	1,041	102.21%	
6 東京都渋谷区			1,113		103.99%	1,172	1,072	109.33%	100.45%	1,127	1,041	108.26%	
7 神奈川県厚木市			1,112		102.98%	1,107	1,071	103.36%	102.87%	1,075	1,040	103.37%	
8 福岡県直方市			941		105.91%	950	900	105.56%	100.00%	897	870	103.10%	
9 東京都足立区			1,113		103.29%	1,130	1,072	105.41%	100.00%	1,094	1,041	105.09%	
10 兵庫県三木市			1,001		107.37%	1,020	960	106.25%	101.06%	950	928	102.37%	
11 東京都千代田区			1,113		102.26%	1,129	1,072	105.32%	100.82%	1,104	1,041	106.05%	
12 埼玉県草加市			1,028		103.66%	1,020	987	103.34%	102.93%	984	956	102.93%	
13 東京都世田谷区			1,113		105.13%	1,230	1,072	114.74%	103.54%	1,170	1,041	112.39%	
14 高知県高知市			897		103.97%	916	853	107.39%	103.53%	881	820	107.44%	
15 千葉県我孫子市			1,026		103.13%	987	984	100.30%	103.13%	957	953	100.42%	
16 兵庫県加西市			1,001		105.26%	1,000	960	104.17%	103.26%	950	928	102.37%	
17 兵庫県加東市			1,001		104.53%	993	960	103.44%	103.26%	950	928	102.37%	
18 愛知県豊橋市			1,027		102.46%	1,001	986	101.52%	103.72%	977	955	102.30%	
20 東京都目黒区			1,113		100.91%	1,110	1,072	103.54%	101.85%	1,100	1,041	105.67%	
21 東京都日野市			1,113		103.26%	1,110	1,072	103.54%	-	1,075	1,041	103.27%	
22 愛知県豊川市			1,027		103.21%	996	986	101.01%	102.99%	965	955	101.05%	
23 東京都新宿区			1,113		111.30%	1,202	1,072	112.13%	102.86%	1,080	1,041	103.75%	
24 東京都杉並区			1,113		104.12%	1,138	1,072	106.16%	100.92%	1,093	1,041	105.00%	
25 東京都江戸川区			1,113		103.70%	1,120	1,072	104.48%	-	1,080	1,041	103.75%	
26 東京都中野区			1,113		-	1,170	1,072	109.14%					
27 東京都北区			1,113		-	1,147	1,072	107.00%					
			0	28,808	0.00%		29,171	27,696	105.33%		25,842	24,773	104.32%
			単純平均				単純平均				単純平均		
							105.29%				104.28%		

※野田市、多摩市、国分寺市、千代田区では、業務委託において、その内容に応じた複数の下限額を設定しているため、その中で最も安価な額を掲載しています。

※最低賃金については、その下限額を設定した時点での額（令和5年度の額は令和4年発効分、令和6年度の額は令和5年度発効分）を掲載しています。

○27自治体の平均比率で令和6年度に当てはめた場合

公契約条例導入自治体（27自治体） 令和5年度の平均 105.33%

$$1,028円 \times 105.33\% \approx \underline{1,083円}$$

※埼玉県最低賃金

(4) 前年度の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額

令和5年度の労働報酬下限額と最低賃金額との比率(①)を、令和5年10月発効の最低賃金額(②)に当てはめた場合の下限額(③)一覧です。

自治体名	令和5年度			令和6年度	
	最低賃金	下限額	最低賃金比	最低賃金	下限額
越谷市	987	1,035	104.86%	1,028	1,078
千葉県野田市	984	1,044	106.10%	1,026	1,089
神奈川県川崎市	1,071	1,118	104.39%	1,112	1,161
東京都多摩市	1,072	1,109	103.45%	1,113	1,151
神奈川県相模原市	1,071	1,120	104.58%	1,112	1,163
東京都国分寺市	1072	1097	102.33%	1113	1,139
東京都渋谷区	1,072	1,172	109.33%	1,113	1,217
神奈川県厚木市	1,071	1,107	103.36%	1,112	1,149
福岡県直方市	900	950	105.56%	941	993
東京都足立区	1,072	1,130	105.41%	1,113	1,173
兵庫県三木市	960	1,020	106.25%	1,001	1,064
東京都千代田区	1,072	1,129	105.32%	1,113	1,172
埼玉県草加市	987	1,020	103.34%	1,028	1,062
東京都世田谷区	1,072	1,230	114.74%	1,113	1,277
高知県高知市	853	916	107.39%	897	963
千葉県我孫子市	984	987	100.30%	1,026	1,029
兵庫県加西市	960	1,000	104.17%	1,001	1,043
兵庫県加東市	960	993	103.44%	1,001	1,035
愛知県豊橋市	986	1,001	101.52%	1,027	1,043
東京都目黒区	1,072	1,110	103.54%	1,113	1,152
東京都日野市	1,072	1,110	103.54%	1,113	1,152
愛知県豊川市	986	996	101.01%	1,027	1,037
東京都新宿区	1,072	1,202	112.13%	1,113	1,248
東京都杉並区	1,072	1,138	106.16%	1,113	1,182
東京都江戸川区	1,072	1,120	104.48%	1,113	1,163
東京都中野区	1,072	1,170	109.14%	1,113	1,215
東京都北区	1,072	1,147	107.00%	1,113	1,191

①

②

③

○今年度と同じ比率で令和6年度に当てはめた場合

越谷市の令和5年度の比率 104.86%

$$1,028円 \times 104.86\% \div \underline{1,078円}$$

※埼玉県最低賃金

(5) 越谷市及び近隣3市の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額

自治体名	令和5年度			令和6年度
	最低賃金	下限額	最低賃金比	最低賃金
越谷市	987	1,035	104.86%	1,028
千葉県野田市	984	1,044	106.10%	1,026
東京都足立区	1,072	1,130	105.41%	1,113
埼玉県草加市	987	1,020	103.34%	1,028

4,030 4,229 104.94%

○越谷市及び近隣3市の最低賃金額と下限額の比率を令和6年度に当てはめた場合

越谷市及び近隣3市の平均比率 104.94%

$$1,028円 \times 104.94\% \div \underline{1,079円}$$

※埼玉県最低賃金

※令和4年度労働報酬等審議会において、条例導入自治体の加重平均を参考にする際、全国ではなく近隣自治体に絞った加重平均を参考とすべきとの意見があり、上記4市の平均比率により下限額を決定した。

(6) 各賃金額等の一覧

- ・令和5年度労働報酬下限額(越谷市)・・・1,035円
- ・最低賃金額(埼玉県)・・・1,028円
- ・生活保護基準・・・760円
- ・市職員給与(高卒行政職初任給)
 - ◇地域手当を含めない場合・・・1,050円
 - ◇地域手当を含める場合・・・1,113円
- ・令和5年度会計年度任用職員賃金・・・1,035円
- ・条例導入自治体の平均比率で令和5年度に当てはめた場合

$$1,028円 \times 105.33\% \div \underline{1,083円}$$
- ・今年度の最低賃金額と下限額の比率で令和4年度に当てはめた場合

$$1,028円 \times 104.86\% \div \underline{1,078円}$$
- ・今年度の最低賃金額と下限額の比率で令和4年度に当てはめた場合

$$1,028円 \times 104.94\% \div \underline{1,079円}$$

労働報酬下限額の設定状況

年度	下限額	設定経過等
H29	930円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して845円(当時の最低賃金額)×110%≒930円。平成28年度臨時職員賃金930円と同額。
H30	960円	最低賃金に3年間の伸び率を10%程度と想定して871円(当時の最低賃金額)×110%≒960円。
R元	960円	下限額の適用を年度ごとに変更したことで、最低賃金の3年間の伸び率を考慮する必要をなくし、今後は他自治体の最低賃金との比率の平均を算出して、最低賃金に乗じた額を参考にすることになったため、その平均比率から計算した金額が940円であり960円未満であることから据え置きとした。
R2	985円	他自治体の最低賃金との比率の平均と最低賃金の上昇額から考慮して、他自治体との平均に近づけるため、今までの最低賃金との比率から少し下げる割合で設定した。
R3	987円	新型コロナウイルス等の影響により最低賃金が前年2円増(埼玉県)止まりとなったため、同様に2円増のみとした。
R4	1,009円	越谷市会計年度任用職員賃金が1,009円であることを踏まえ、賃金水準を合わせる形が望ましいとし、労働報酬下限額も1,009円とした。
R5	1,035円	越谷市及び近隣3市(野田市、草加市、足立区)の最低賃金額と下限額の平均比率を適用し、1,035円とした。

付帯意見の抜粋

平成30年度

平成31年度において、業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、次の事項を考慮した取扱いとすることが望ましい。

- (1) 労働報酬下限額を適用している各地方公共団体の労働報酬下限額と、設定しようとする際に現に発効している最低賃金(以下「最低賃金」という。)との比率の平均を算出し、当該比率を最低賃金に乗じて得た額等を参考に本市の労働報酬下限額を検討する。

令和元年度

- (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。